

佐賀県告示第百十三号

佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第五百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第二項第二号二中「供与するなど、直接的若しくは」を「供与する等直接的又は」に改め、同項第三号中「からへまで」を「及び口」に改める。

様式第五号の二中「併与するなど、間接的若しくは」を「併与する等間接的又は」に、「（１）から（７）」を「（２）及び（３）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。